

阪南市男女共同参画プラン（第3次）

～笑顔を咲かせよう、スマイルプラン～

令和3年度 推進計画及び進捗状況（案）

令和4年2月

阪南市男女共同参画推進本部
阪南市男女共同参画推進委員会



目次

1. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)の施策体系	1
2. 計画推進のための重点施策と目標(活動指標)の進捗状況(令和3年度)	
(1)重点施策についての取組と進捗状況	5
(2)目標(活動指標)の進捗状況	6
3. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和2年度)	
○基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	
具体的施策	
3・秘書人事課	8
12・まちの活力創造課→生活環境課	9
13・市民福祉課	10
18・政策共創室	11
21・危機管理課	12
○基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり	
具体的施策	
22・健康増進課	13
31・生活環境課	14
38・介護保険課	15
40・市民課	16
40・教育総務課	17
41・人権推進課	18
41・生活支援課	19
49・生涯学習推進室	20
50・行財政構造改革推進室	21
50・都市整備課	22
51・こども家庭課	23
○基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	
具体的施策	
52・総務課	24
56・シティプロモーション推進課	25
60・各幼稚園	26
61・各保育所	27
62・学校教育課	28
70・図書館	29
71・中央公民館	30

1. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)の施策体系

基本方針	施策の方向	施策の展開	具体的施策	担当課	
基本方針 I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大	1 審議会等への女性の参画の促進	1 審議会等の女性委員の比率を平成38年度までに40%以上60%以下とする	関係各課	
			2 各種審議会等への女性の登用推進	関係各課	
		2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進	3 「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく管理職への女性職員登用の推進	秘書人事課(旧人事課)	
			4 管理職への女性教員登用の推進	学校教育課	
		3 事業所や地域における意思決定の場への女性の参画の促進	5 女性の管理職登用の重要性についての啓発	人権推進課 まちの活力創造課→生活環境課	
			6 女性の参画・登用の重要性についての啓発	政策共創室(旧地域まちづくり支援課)	
		4 女性の人材育成	7 男女が共に働きやすい職場づくりのための研修の充実	秘書人事課(旧人事課)	
			8 地域活動等における女性リーダーの育成	人権推進課 関係各課	
		(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり	5 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ	9 「女性活躍推進法」の啓発	人権推進課
				10 事業所への働きかけの強化	まちの活力創造課→生活環境課 人権推進課
	6 女性や若者等のための就労支援		11 結婚や出産、子育てで離職した女性の再就労支援	まちの活力創造課→生活環境課 人権推進課	
			12 働きたい女性・若者への就労支援	まちの活力創造課→生活環境課 人権推進課	
			13 高齢者や障がい者等の就労機会等の拡大	介護保険課 市民福祉課 まちの活力創造課→生活環境課	
	7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現		14 事業所及び労働者への働きかけ	人権推進課 まちの活力創造課→生活環境課	
			15 安心して就労できるための支援策の充実	まちの活力創造課→生活環境課 こども家庭課	
			16 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のモデル事業所づくり	秘書人事課(旧人事課)	
	(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)		8 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進	17 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動の推進	政策共創室(旧地域まちづくり支援課)
				18 地域活動等への参加の促進	政策共創室(旧地域まちづくり支援課)
		19 男女共同参画の視点に立った協働によるまちづくりの推進		政策共創室(旧地域まちづくり支援課)	
		9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	20 男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進	危機管理課	
			21 男女で担う地域防災の促進	危機管理課	

基本方針 Ⅱ 個人 の人権が 尊重され る社会づ くり	(1) 生涯を通じた男 女の健康支援	10 生涯を通じた心身の 健康保持・増進	22 若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進	健康増進課 介護保険課
			23 妊娠・出産時における健康と権利	健康増進課
			24 女性に対するスポーツ参加の促進	健康増進課
		11 健康をおびやかす課 題に対する対策の推 進	25 学校における適切な性に関する指導の実施	学校教育課
			26 若年層向けの健康相談、健康学習の充実	学校教育課 健康増進課
			27 女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	人権推進課
	12 暴力を容認しない社 会風土の醸成	28 配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等についての広報、学習機会の提供	人権推進課	
		29 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	こども家庭課 各保育所 学校教育課 各幼稚園	
		30 関係機関との連携強化	人権推進課	
		31 犯罪被害に遭いにくいまちづくり	生活環境課	
		32 青少年の健全育成の促進	学校教育課 生涯学習推進室	
		13 暴力被害者のための 相談窓口や支援機関 の周知・充実	33 相談窓口の周知、充実	人権推進課 市民福祉課 こども家庭課 介護保険課 学校教育課
	34 様々な相談窓口への人権ならびに男女共同参画の視点の徹底		人権推進課 市民福祉課 こども家庭課 介護保険課 学校教育課	
	14 セクシュアル・ハラス メント防止対策の推 進	35 セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	人権推進課 まちの活力創造 課→生活環境課	
		36 セクシュアル・ハラスメント防止のための職員、市民に対する研修の実施	秘書人事課(旧 人事課) 人権推進課	
		37 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	学校教育課	
	15 DV防止対策の推進	38 相談体制の充実	人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課	
		39 関係機関との連携強化	人権推進課 生活支援課	
		40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。)	人権推進課 市民課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課	

基本方針 Ⅱ 個人 の人権が 尊重され る社会づ くり	(2) 女性に対するあ らゆる暴力の根絶	15 DV防止対策の推進	41 被害者の自立を支える支援	生活支援課 人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
			42 子どもに対する支援 (デートDV含む。)	人権推進課 こども家庭課 健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課
			43 高齢女性、障がいのある女性、在住外国人女 性等への支援	人権推進課 介護保険課 市民福祉課 シティプロモ ーション推進課(旧 秘書広報課)
			44 被害男性の支援	人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
	(3) 様々な困難を抱 えた人々が安心して 暮らせる環境の整備	16 セクシュアル・マイノ リティや高齢者、障が い者、外国人女性、 複合的に困難な状況 に置かれている人々 等が安心して暮らせ るまちづくり	45 相談窓口の周知	シティプロモ ーション推進課(旧 秘書広報課) 関係各課
			46 公的介護保険等介護の社会化の充実	介護保険課
			47 障がい者の生活自立の支援	市民福祉課
			48 多様な性を認める意識の醸成	人権推進課
			49 国際理解・多文化共生講座の開催	人権推進課 生涯学習推進室
			50 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづく りの推進	シティプロモ ーション推進課(旧 秘書広報課) 行政経営室 健康増進課 都市整備課
17 ひとり親家庭への支 援	51 母子家庭・父子家庭への支援	こども家庭課		
基本方針 Ⅲ すべ ての世代 への男女 共同参画 意識の浸 透	(1) 男女共同参画の 意識づくり	18 固定的な性別役割分 担意識の解消	52 男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓 発活動の推進	人権推進課 学校教育課 シティプロモ ーション推進課(旧 秘書広報課) 総務課
			53 地域における固定的な性別役割分担意識の 見直しの啓発	人権推進課
			54 男女共同参画に関わる資料等の充実	図書館
			55 男女共同参画に関する調査の実施	人権推進課
			56 市の刊行物等での表現への配慮	シティプロモ ーション推進課(旧 秘書広報課) 関係各課
		57 男女共同参画意識の浸透	秘書人事課(旧 人事課)	
		58 男女共同参画に関する研修の充実	人権推進課	

		19	男女共同参画意識の向上	59	人権意識と男女共同参画の視点に立った相談事業の充実	人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課
基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり	20	保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進	60	男女平等保育・教育の充実	各保育所 各幼稚園 学校教育課
				61	保育士・教職員の男女共同参画意識の向上	こども家庭課 各保育所 各幼稚園 学校教育課 人権推進課
				62	多様な性を認める意識の醸成	健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課
				63	子どものエンパワーメント支援	各保育所 各幼稚園 学校教育課
		21	一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進	64	性別にとらわれないキャリア教育の実施	各保育所 各幼稚園 学校教育課
	22	家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進	65	男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育・地域での学習の促進	人権推進課 生涯学習推進室 各保育所 各幼稚園 学校教育課	
			66	共同で行う家事や子育てについての啓発	こども家庭課 各保育所 各幼稚園 学校教育課	
	(3) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保	23	多様な選択を可能にする学習機会の提供	67	生涯学習に関する情報提供と学習機会の充実	生涯学習推進室 図書館 市民福祉課 介護保険課 健康増進課
				68	メディア・リテラシーの向上	図書館 人権推進課
				69	女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催	人権推進課
	(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援	24	家庭・地域への男性の参加・参画の促進	70	男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動	人権推進課 まちの活力創造課→生活環境課
				71	男性の生活能力を高めるための学習機会の提供	公民館 こども家庭課 健康増進課

2. 計画推進のための重点施策と目標値の進捗状況(令和3年度)

(1) 重点施策についての取組と進捗状況

【重点施策】1. 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり

取組と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体は、地域の子どもたちと活動を共にする団体が多いため、学習の成果を子どもたちへの活動に活かした。(生涯学習推進室) ・男女平等教育の視点を意識し、自分の好きな遊びや好きな色などを選ぶように保育を実践してきたことで、性別による固定観念は払拭されつつある。今後も引き続き、一人ひとりの幼児理解に努め、互いに認め合える仲間づくりを推進する必要がある。(各幼稚園) ・保育士が研修を受け職員間で共有し、人権意識を持って保育することで、子どもたちも自然に人権意識が身につけてきている。(各保育所) ・中学校1校127名に対して性教育を行った。健康教育を通じて、赤ちゃんの命がどのように生まれるかについて学ぶとともに、妊婦疑似体験や赤ちゃん抱っこ体験を実施することで、男女の協力の必要性などについて啓発することができた。(健康増進課) ・すべての学校園において、年間指導計画に基づき、男女平等教育を実施するとともに、自他の良さや多様性を認める取組を実施した。また、市内小・中学校においては、標準服・制服の在り方の見直しが進み、選択できるようになっている学校が複数ある。さらに、市教委主催の人権教育研修会において、府教育庁の資料等を活用し、性的マイノリティの子どもたちを含めた全ての子どもたちが安心して過ごせる環境づくりと、教職員の性的マイノリティについての理解増進を図っている。性の多様性や男女平等教育について校内研修を実施した学校もある。(学校教育課) ・コロナ感染症の感染予防対策を講じて市民対象人権啓発講座であるヒューマンライツセミナー、人権を考える市民の集い、女と男のハートフル講座や人権行政推進委員研修会などを開催し、日々子どもたちに接する保護者や教職員、保育士が男女平等・男女共同参画の知識や理解を深める取組を実施した。(人権推進課)
-------	--

【重点施策】2. 男性に向けた男女共同参画推進の支援

取組と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所人権問題連絡会会員に向けての研修案内を実施。(生活環境課) ・子育ては母親だけが担うものではなく、父親やその他の家族の協力が必要であることを啓発することも目的とした両親学級を3回行う予定にしており、現在のところ2回実施した。家族の沐浴実習や妊婦疑似体験などを通じて、協力して育児を行っていく意識づけになった。(健康増進課) ・男性の生活能力を高めるための学習機会の提供として子育て支援を実施。(公民館) ・広報5月号・8月号・11月号・2月号において、父親向け事業(おとうさんとあそぼう)の案内を掲載した。(こども家庭課) ・男性が家庭生活や地域活動に参画することに対する周囲の理解を得るための広報活動として、広報誌4月号に男女共同参画に関する研修への市独自の助成金案内記事、6月号に男女共同参画週間の記事を掲載した。啓発活動としては、男女共同参画に関する市民啓発講座(女と男のハートフル講座2回、ヒューマンライツセミナー1回)を3回開催し、男性に向けた男女共同参画推進の理解促進を図った。また、大阪府が実施しているDVプラス相談や「男性のための電話相談」窓口については、ホームページに掲載し、公共施設にちらしを配架するなどして、情報提供を行った。(人権推進課)
-------	---

【重点施策】3. 意思決定の場への女性の参画の拡大

取組と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所人権問題連絡会会員に向けての研修案内を実施。(生活環境課) ・令和3年度実績値・・・20.2%(前年度比較・・・変動なし) ・課長級及び主幹級の女性職員の割合は前年度比で減少した一方で、その他の課長代理級、主査級の女性職員の割合は前年度比でいずれも増加し、今後の女性職員の管理職への登用につなげることができた。(秘書人事課) ・地域活動の中間支援組織である市民活動センター夢プラザにおいて、ヒューマンライツセミナー等のチラシを配架し、啓発を行うとともに、各団体・個人への活動等についてなど、相談業務を受ける際には、男女共同参画の視点に立つことを意識し、業務を進めた。団体の代表者の約49%が女性であり、女性の長・役員の数が増加傾向にある。(政策共創室) ・小中学校の女性教員の管理職の割合は、校長・教頭24名中7名となり、29.1%で、前年度比4.1%の減少となった。(学校教育課) ・阪南市人権協会役員会やコロナ感染症の感染予防対策のための書面開催の同協会総会で、阪南市男女共同参画プラン(第3次)や女性活躍推進法について、周知を行うとともに、男女共同参画に関する講座等を含むヒューマンライツセミナー等の案内を送付した。また、阪南市男女共同参画推進審議会や阪南市人権擁護に関する審議会の委員として、事業所人権問題連絡会の代表が参加しており、女性が働きやすい職場や女性管理職の重要性について会議の場で議論をしている。(人権推進課)
-------	--

(2)目標(活動指標)の進捗状況

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 下降↓)

活動指標	平成28年度 (計画策定時)	令和2年度 (前年度)	令和3年度 (現状値)	前年度 比較	令和3年度 中間目標値	令和8年度 目標値
審議会等委員に占める女性委員の割合	審議会等 31.5% 委員会等 7.7%	審議会等 31.7% 委員会等 8.8%	審議会等 32.4% 委員会等 22.7%	↑ 0.7%増 ↑ 13.9%増	審議会等 35.0% 委員会等 14.5%	審議会等 40~60% 委員会等 20.5%
審議会等における女性委員参画比率が0%の審議会等の割合	審議会等 12.5% 委員会等 50.0%	審議会等 12.5% 委員会等 66.7%	審議会等 15.6% 委員会等 50.0%	↓ 3.0%増 ↑ 16.7%減	審議会等 6.0% 委員会等 25.0%	審議会等 0.0% 委員会等 0.0%
管理的地位にある市職員に占める女性職員の割合	17.3%	20.2%	20.2%	→ 変動なし	↗	30% (行動計画 平成37年度 目標値)
小中学校の教職員の教頭以上に占める女性割合	17.9%	33.3%	29.2%	↓ 4.1%減	25.0%	30.8%
就労に関するセミナーや講座の実施回数と女性の参加率	4回 66.7% (平成27年度)	令和4年2月	2回 100% (令和2年度)	→ 変動なし	3回 68%	3回 70%
就労支援相談者の就職率	11.6% (平成27年度)	13.6% (令和元年度)	8.7% (令和2年度)	↓ 4.9%減	16%	20%

基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 下降↓)

活動指標	平成28年度 (計画策定時)	令和2年度 (前年度)	令和3年度 (現状値)	前年度 比較	令和3年度 中間目標値	令和8年度 目標値
乳がん検診の受診率	40~69歳女性 16.3% (平成27年度)	40~69歳女性 14.6% (令和元年度)	40~69歳女性 15.7% (令和2年度)	↑ 1.1%増	50%	50%
子宮頸がん検診の受診率	20~69歳女性 20.2% (平成27年度)	20~69歳女性 16.6% (令和元年度)	20~69歳女性 18.7% (令和2年度)	↑ 2.1%増	50%	50%
健康教室参加者数	年間 開催回数37回 延べ 823人 (平成27年度)	開催回数35回 延べ 505人 (令和元年度)	開催回数37回 延べ 1,054人 (令和2年度)	↑ 549人増	年間 開催回数37回 延べ 女性672人 男性168人	年間 開催回数37回 延べ 女性655人 男性220人
介護予防教室参加者数	年間延べ 16,585人 (平成27年度)	20,081人 (令和元年度)	12,954人 (令和2年度)	↓ 7,127人減	19,700人	年間延べ 23,450人

基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 下降↓)

活動指標	平成28年度 (計画策定時)	令和2年度 (前年度)	令和3年度 (現状値)	前年度 比較	令和3年度 中間目標値	令和8年度 目標値
フォーラム等男女共同参画に関する啓発活動への参加者数	年間延べ 194人	272人	603人	↑ 331人 増	年間延べ 220人	年間延べ 240人
男性の生活自立力向上のための セミナー等への男性の参加者数	年間延べ 19人 (平成27年度)	年間延べ 85人	年間延べ 80人	↓ 5人 減	年間延べ 25人	年間延べ 30人
	年間延べ 32人 (平成27年度)	年間延べ 42人 (令和元年度)	年間延べ 43人 (令和2年度)	↑ 1人 増	年間延べ 46人	年間延べ 60人
男女共同参画に関する図書・資料 の充実度	436冊	508冊	530冊	↑	470冊	510冊

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		秘書人事課(旧人事課)
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大
目標 (施策の展開)		2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進 3 に関する特定事業主行動計画」に基づく管理職 への女性職員登用の推進
	施策の内容	●働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに 努める。 ●育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制 の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場へ の円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にする ことで、管理職への女性職員登用の推進を図る。
事業内容		・超過勤務の縮減、ノー残業デーの徹底、年次有給休 暇の計画的な取得等職場環境の改善を図る。 ・男性職員を含め育児休業を取得しやすいよう啓発に 取り組む。 ・産前・産後、育児休業に関する手続一覧の見易さの 向上を検討し、更なる内容の充実を図る。
評 価	成 果 (今年度の取り組み)	・子の出産の際に男性職員に対して育児休業やその他育児 に関する特別休暇の取得促進につながる案内周知を個別に 行った。 ・働きやすい職場環境づくりのためテレワーク実施要綱を制定 し、多様な働き方やワークライフバランスの実現に向け、職場 環境の改善を図った。 ・不妊治療のための休暇を新設し、キャリア形成を見通せるよ う不妊治療と仕事の両立支援を充実させた。
	課 題	・超過勤務の縮減、ノー残業デーの徹底等を形骸化させず今 後も実効性のある取組となるよう工夫が必要である。 ・産前休暇から休暇中、職場復帰までの手続についての周 知、運用方法の検討が必要である。
今後の取組		●引き続き働き方改革を推進し職場環境の改善に取り組む。 また、育児休業等の取得及び職場復帰を支援するため制度 や手続の周知に努める。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		まちの活力創造課→生活環境課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり
目標 (施策の展開)		6 女性や若者等のための就労支援
今年度の重点課題	具体的施策	12 働きたい女性・若者への就労支援
	施策の内容	●地域就労支援コーディネーターやキャリアカウンセラーによる相談事業の実施、就職支援セミナーなど能力開発講座の開催等、地域就労支援事業を推進するとともに、庁内関係課やハローワークなど関係機関と連携し、就職困難者に対する就労支援を行う。
事業内容		・就職困難者等の雇用・就労を包括的に支援するため、地域就労支援コーディネーターやキャリアカウンセラーによる相談事業を実施。関連資料を収集し、相談者に対して情報提供を行うなど、地域就労支援事業を推進する。
評価	成果 (今年度の取り組み)	・地域就労支援コーディネーターによる相談事業(月～金/令和3年12月末現在123件)、キャリアカウンセラーによる就労・生活相談(原則第1・2・4木/令和3年12月末現在39件)を実施した。
	課題	実際に必要としている就職困難者等への周知や、よりきめ細やかな相談業務の実施に向けて、今後も庁内関係各課、関係機関・団体との連携が重要である。
今後の取組		●就職困難者等の雇用・就労に繋がるよう、利用者に応じたきめ細やかな相談業務を行うとともに、広報誌や市ウェブサイト等の活用及び関係機関等との連携強化を図り、地域就労支援相談業務や各講習会の開催など周知啓発に努める。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		市民福祉課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画の社会づくり
施策の方向		(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり
目標 (施策の展開)		6 女性や若者等のための就労支援
今年度の重点課題	具体的施策	13 高齢者や障がい者等の就労機会の拡大
	施策の内容	障害者総合支援法による障がい福祉サービスについて説明し、実施につなげる。
事業内容		<p>障害者手帳交付時や対象者から相談があった際に、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援について『ふくしのてびき』(市民福祉課作成)やパンフレットを用いて説明する。</p> <p>指定相談事業所に計画案の提出を依頼し、サービスの認定を行う。</p> <p>関係機関と情報共有し、対象者に情報を提供し、支援を行う。</p> <p>地域活動支援センターや当事者団体の紹介により、社会参加の情報を提供する。</p>
評価	成果 (今年度の取り組み)	『ふくしのてびき』の配布により、本人支援のため情報提供することができている。また今年度は、市制施行30周年記念式典において、当事者団体等の紹介ができた。
	課題	本市ウェブサイトを改善して、障がい者への社会参加等の情報提供を工夫していく。
今後の取組		●障がいサービスの適正な利用給付により、障がい者の自立を促し、社会参加に寄与する。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		政策共創室(旧地域まちづくり支援課)
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)
目標 (施策の展開)		8 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進
今年度の重点課題	具体的施策	18 地域活動等への参加の促進
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体の活性化を図るため、市民活動センター夢プラザを拠点に、施設利用に関する情報や講座に関する情報発信を行うなど、活動支援のコーディネートを行う。 ・チラシや広報はんなん、SNSを利用し、市民活動センター夢プラザや講座・催しなどがさらに幅広い世代へ認知されるよう、引き続き周知を行う。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・チラシや広報はんなん、SNSを利用し、引き続き市民活動センター夢プラザ及び講座の周知・啓発を行う。 ・初めての方でも誰でも参加しやすいような雰囲気作りに努め、様々な情報交換ができるような講座の開催に努める。 ・施設利用に関する情報や講座に関する情報発信を行うなど、活動支援のコーディネートを行い、活動団体の活性化を図る。
評価	成果 (今年度の取り組み)	<p>広報はんなんやチラシ・SNSを利用した周知を行うことで、市民活動や市民活動センターの周知を図ることができた。</p> <p>また、地域へ出かけニーズを把握し、コーディネートを行うなど、アウトリーチに取り組めた。</p>
	課題	講座受講者の偏りが見られるため、多様な人が参加できる講座の開催方法や、情報発信に努める必要がある。
今後の取組		多様な主体に興味を持ってもらう講座内容にしたり、地域ニーズを捉えた講座の開催を行っていく。また、活動を行いたいと思っている市民の掘り起こしや、子育て世代などにも積極的に情報発信を行い、新たな担い手の育成を図る。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		危機管理課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)
目標 (施策の展開)		9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備
今年度の 重点課題	具体的施策	21 男女で担う地域防災の促進
	施策の内容	●女性の視点を取り入れた地域の対策が進むよう努めるとともに、男女が協力して担う地域防災の普及・徹底を図る。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織においては、男性を中心に組織されている傾向にあることから、平時の災害対策や災害時の対応の主体的な担い手として女性を位置付け、災害から受ける男女の人権を尊重して安全・安心を確保できる取り組みを重点課題とした上で、防災対策、対応、復旧、復興の手法やあり方についての訓練、研修等を引続き実施する。 ・女性消防団員のさらなる加入をめざして、加入啓発活動を行っていく。また、災害時の活動に備えて訓練を行っていく。
評価	成果 (今年度の取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が主催で開催された訓練では男女協働で避難所開設訓練を行い、各自役割の在り方について見直せた。 ・女性消防団については、風水害時に避難所運営のフォローで出動や訓練等を行い、地域防災の担い手として活動できた。
	課題	訓練においては役員のみならず、一般の女性参加を啓発していくこと。
今後の取組		●自主防災組織の自主的な防災訓練開催の促進、女性消防団員の更なる加入に向けての啓発。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		健康増進課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(1) 生涯を通じた男女の健康支援
目標 (施策の展開)		10 生涯を通じた心身の健康保持・増進
今年度の 重点課題	具体的施策	22 若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進
	施策の内容	●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やします。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診として40歳以上の女性市民が受診できるマンモグラフィ検査は、保健センターでの実施と4カ所の医療機関へ委託して実施する。 ・20歳以上の女性市民が受診できる子宮がん検診として、保健センターでの実施と12カ所の医療機関へ委託して実施する。 ・乳がん・子宮がん検診を受診しやすくするため、保健センターで土曜日や日曜日に実施する。 ・国民健康保険加入者・後期高齢者の特定健診・後期高齢者医療健康診査と受診時に同時に乳がん・子宮がん検診を受診できるようにセット健診日を設けて実施する。 ・各検診をワンコイン(500円)で受診できるようにし、また、国保加入者には、無料で受診できるようにする。 ・受診歴のある42～69歳のマンモグラフィ検査の対象者に電話による受診勧奨を実施する。 ・親子登園やまちなかサロン、防災コミュニティセンターの健康相談にて、チラシや乳房模型等を用いながら、乳がん検診の啓発を行う。 ・乳幼児健診で保護者にがん検診受診を勧奨する。 ・市内の公立中学校に通う生徒の保護者あてに、学校教育課の協力を得て、検診啓発チラシを配る。 ・企業と健康づくりに関する協定を締結し、企業の協力により、がん検診の啓発を行う。
評価	成果 (今年度の取り組み)	R2年度 乳がん検診951人、子宮がん検診1511人
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・予定したがん検診受診枠が全て埋まるまでには至っていない。 ・検診受診をしたことのない人への啓発や検診受診の習慣化。
今後の取組		●様々な場面で、検診についての周知を行い、受診の啓発を行う。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		生活環境課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		12 暴力を容認しない社会風土の醸成
今年度の重点課題	具体的施策	31 犯罪被害に遭いにくいまちづくり
	施策の内容	・地域における防犯力の保持に努めるため、泉南警察署や阪南市防犯委員会と連携し、安全・安心なまちづくりを推進する。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市防犯委員会や泉南警察署等と連携し、防犯に係る啓発活動や広報活動を実施。 ・防犯教室の開催。 ・青色防犯パトロールカーによるパトロール活動を実施。 ・女性を狙った犯罪を撲滅するため、ティッシュ配布等の啓発活動を実施。
評価	成果 (今年度の取り組み)	・阪南市防犯委員会を中心とした継続的な啓発活動等により、阪南市内の犯罪は減少傾向にある。
	課題	・犯罪を撲滅するため、さらなる啓発が必要である。
今後の取組		●阪南市防犯委員会を中心に、泉南警察署など関係機関と連携をとりながら、防犯教室や青色防犯パトロール活動を実施するなど継続的な啓発活動を行う。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		介護保険課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の重点課題	具体的施策	38 相談窓口の充実
	施策の内容	高齢者のDV被害者のニーズに応じた相談体制の整備を検討します。
事業内容		地域包括支援センター等、関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。
評価	成果 (今年度の取り組み)	地域包括支援センター等、関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。 令和3年度 相談件数9095件 (権利擁護115件 虐待認定3件)
	課題	・被害者の身の安全を確保することが出来た。 ・職員の虐待に対する問題意識の向上につながった。
今後の取組		●引き続き、地域包括支援センター等、関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		市民課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の重点課題	具体的施策	40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。)
	施策の内容	●被害者保護のため住民基本台帳事務における支援措置について事務処理手順の見直し及び関係職員間の更なる認識の共有化を図る。
事業内容		●マイナポータルでの履歴検索による加害者への情報漏洩防止策、住基法上の支援措置内容及び各担当課での被害者保護のための措置について、庁内での統一見解及び周知徹底が必要なため、庁内連携会議の必要性を認識し人権推進課と連携し会議を開催し情報共有する。 ●「住民基本台帳事務における支援措置について事務処理要綱」作成及びマニュアルの充実に取り組む。
評価	成果 (今年度の取り組み)	・阪南市住民基本台帳事務における支援措置対象者に係る事務取扱要綱を作成(令和4年2月1日施行) ・前々年度からの繰り越し課題である庁内連携のための会議を開催、上記要綱をもとに住民基本台帳事務に係る支援措置手続きを再確認するとともに、マイナンバーカードを利用した被害者住所情報等漏洩の防止について研修し、住所情報等漏洩の防止の徹底を図った
	課題	・担当者が不在時でも対応できるよう、更なるマニュアルの充実が必要
今後の取組		●マニュアルの充実に取り組む

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		教育総務課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の重点課題	具体的施策	40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。)
	施策の内容	●様々な被害者保護のため、支援措置と就学事務(就学前児童を含む)について、関係職員間の認識の共有を図る。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・関係する複数課の職員が被害者(保護者)からの相談を同時に聞き取り、各担当がそれぞれ被害者にとって必要な事項を説明する。 ・教育委員会事務局、こども家庭課、及び学校園所が密に連携することにより、子どもの最新の状況や必要となる情報についての認識を共有する。
評価	成果 (今年度の取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害保護者の相談、手続等に迅速に対応できた。 ・認識の共有を図っているため、関係教育委員会、関係機関との連携も迅速に対応できた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・被害保護者の相談、手続等に迅速に対応できた。 ・認識の共有を図っているため、関係教育委員会、関係機関との連携も迅速に対応できた。
今後の取組		●様々な事象にも速やかに対応できるよう、引き続き関係職員間の認識の共有を図る。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		人権推進課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	41 被害者の自立を支える支援
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「コロナ差別」に対処する相談体制の強化を図った。 ・経済的に困窮する相談者に対して、専門機関の情報提供・支援を行った。 ・関係機関との連携を強化し、相談体制の明確化を図った。
事業内容		<p>○コロナ禍で経済状況や日常生活の変化により、生活困窮、DV被害が増加している。潜在的にあった問題が、コロナ禍で重篤化している。被害者支援のため、関係課との連携を図った。</p> <p>○男女参画、ジェンダー平等、女性の人権をテーマにした啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の集い 12/4 映画上映「あん」参加者543名 ハンセン病優生施策によって子どもが産めなかった女性が高齢になり、回復しても療養所内で独居しその生涯を終えた。ハンセン病回復者への偏見を主題にした映画だが、女性・高齢者・育児放棄を受けている子どもなど様々な人権問題を提議した。 ・女と男ハートフル講座 2/19「“男女共同参画社会”って…？」 3/5「“私らしさ”ってなに…？」
評価	成果 (今年度の取り組み)	<p>○人権相談、女性相談ともに相談件数は減少したが、重篤事例は増加し、寄り添い相談、アウトリーチ、関係課ケース会議等、重複対応に取り組りみ相談者の支援に努めた。</p> <p>○「人権の集い」は映画上映会であったが、参加者アンケートで初めて参加した方が210人(368人回収)と多数おられ、女性・高齢者・ハンセン病問題の正しい理解など様々な人権問題の啓発に寄与した。</p>
	課題	外出自粛による相談件数の減少。関係課と連携し、DV事象の発見対応、重篤化防止が課題である。
今後の取組		●相談対応については、電話相談などの非接触の相談対応を行っているが、面接相談の方が相談者の機微を把握しやすいいため、その導入につなぎたい。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		生活支援課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の重点課題	具体的施策	41 被害者の自立を支える支援
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困窮するDV被害者に対して、専門機関の情報提供・支援を行う。 ・生活困窮者自立支援事業やくらし丸ごと相談室への取次ぎを行い、必要に応じ、生活保護の申請を検討する。 ・関係機関と情報共有をこまめに行い、臨機応変対応できるよう相談体制を整える。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に配慮しながら、関係機関と情報共有し、DV被害者が生活の困窮状態から安心した生活に戻れるよう支援する。 ・DV被害者が自立できるよう、課題を明確化し、必要な専門機関への取次ぎを行う。 ・生活困窮者自立支援事業、くらし丸ごと相談室に繋がります。必要時は、生活保護申請やシェルターでの保護を実施を検討する。
評価	成果 (今年度の取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮しているDV被害者にはシェルターへの移送や生活保護の手続きなど、安心した生活ができるまで支援機関と連携しながら生活を立て直し、自立をめざすため経済的な支援を実施している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者について各関係機関の支援状況を明確化し、最適な支援を協議し、迅速に対応すること。
今後の取組		<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携によってDV被害者を救済できるよう、引き続き支援機関の情報共有を実施していく。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		生涯学習推進室
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
目標 (施策の展開)		セクシャル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり
今年度の重点課題	具体的施策	49 国際理解・多文化共生講座の開催
	施策の内容	●国際交流の場を提供し、交流を促進する。
事業内容		12月12日(日)に日本語発表会を開催。 参加者128人。 日本語を学習している市内在住・在勤の外国人が日頃の成果を発表し、その後、交流会を行った。
評価	成果 (今年度の取り組み)	・日本語を学習する外国人による日本語学習成果の発表会を実施することで、多文化理解を深め、交流を図ることができた。来場された方の評判はおおむね好評だった。
	課題	・知名度が低いイベントであるため、より幅広い世代に来場してもらえるよう告知を工夫したい。
今後の取組		●国際交流関係団体と協力して事業を実施する。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		行財政構造改革推進室
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
目標 (施策の展開)		16 セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり
今年度の重点課題	具体的施策	50 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進
	施策の内容	●「協働によるまちづくり」を基本とし、「子ども子育ての推進」「健康長寿社会の実現」「都市の魅力発信と移住定住の促進」の3つの視点のもと、まちづくりを進める。
事業内容		・「阪南市行財政構造改革プラン」の計画策定から4年目を迎える令和3年度は、行革プランに記載されている項目に加え、行革プランに記載されていない取組も積極的に進めていくため、行財政構造改革プラン改訂版を策定する。
評価	成果 (今年度の取り組み)	新たな項目の抽出をはじめ、その目標や効果等について、あらゆる角度からの徹底した見直しを行い、令和3年9月に行財政構造改革プラン改訂版を作成した。
	課題	行財政構造改革プラン改訂版のめざすべき姿である「住民自治を展望する公民協働のまちづくりを着実に推進し、しなやかで優しく活力あふれる自立した市政」を実現するため、プラン改訂版に示す項目を短期的・中期的・長期的に計画的に実施し、持続可能な行財政運営の確立に取り組む。
今後の取組		●「阪南市行財政構造改革プラン改訂版」の進捗管理について、定期的に行っていく。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		都市整備課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境
目標 (施策の展開)		セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、 16 外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり
今年度の重点課題	具体的施策	50 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進
	施策の内容	●JR山中溪駅及び周辺道路の整備に向け、引き続き関係機関、地域の方々と協議を進め、駅構内、トイレ等の整備工事を進めるとともに、大阪府により、府道歌山貝塚線の拡幅工事を実施する。
事業内容		・JR山中溪駅の駅舎、トイレ等の整備工事、府道歌山貝塚線の拡幅工事に向け、引き続き、大阪府、鉄道事業者、地域の方々と協議を進める。
評価	成果 (今年度の取り組み)	・以前から協議を行って来たJR山中溪駅の駅舎(トイレ等の整備)が着工した。また、府道歌山貝塚線の拡幅工事に向け、引き続き、大阪府、鉄道事業者、地域の方々と協議を進める。
	課題	
今後の取組		●安心して暮らせる環境の整備について、引き続き取り組みを検討していく。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		こども家庭課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
目標 (施策の展開)		17 ひとり親家庭への支援
今年度の重点課題	具体的施策	51 母子家庭・父子家庭への支援
	施策の内容	ひとり親家庭等が安心して生活できるよう、生活支援や子育て支援等に関する情報について周知を図り、支援を行う。
事業内容		・対象者のニーズに応じた情報を提供するため、ひとり親家庭等に対する各種制度(児童扶養手当等、各種相談、就労支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、貸付、医療費の助成等)について、パンフレットの配布や、広報誌及びウェブサイトへの掲載、また、関係機関との連携を継続して行うことで、周知を図り支援を行う。
評価	成果 (今年度の取り組み)	随時、広報誌(計12回掲載)やウェブサイトへの掲載やパンフレットの配架により情報を提供し、関係機関と連携することで支援を行うことが出来た。(相談件数4月から12月で合計59件)また、8月の児童扶養手当の現況届受付時に、各種パンフレットを設置することで、効果的に情報提供することができ、必要な支援につなげることができた。
	課題	必要な人に必要な制度の周知を正しくもれなく周知していくこをが求められる。
今後の取組		●引き続き、関係機関と連携を継続して行うとともに、パンフレットや広報誌、ウェブサイトの内容の更新や充実を図り、わかりやすい情報提供を行う。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		総務課
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(1) 男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		18 固定的な性別役割分担意識の解消
今年度の重点課題	具体的施策	52 男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発活動の推進
	施策の内容	●市役所内の情報をできるだけ幅広く市民情報コーナーにて提供する。
事業内容		・市民情報コーナーのスペースが限られているため、各課からの資料をできるだけ効率的に提供する。
評価	成果 (今年度の取り組み)	・特段意見はもらっていない。有効に活用されていると考えている。
	課題	・スムーズに資料の閲覧ができるよう、書類の配置の工夫が必要。
今後の取組		●今後も、市役所内の情報をできるだけ幅広く市民情報コーナーにて提供できるよう努める。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		シティプロモーション推進課(旧秘書広報課)
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(1) 男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		18 固定的な性別役割分担意識の解消
今年度の重点課題	具体的施策	56 市の刊行物等での表現への配慮
	施策の内容	●固定的な性別役割分担意識を伝達されるような表現をしていないかを、毎月発行している広報はんなんや本市ウェブサイト、SNS等の公的な情報発信媒体を通じて情報発信する際に確認を行う。
事業内容		・広報はんなん(毎月1日発行)及び本市ウェブサイト、SNS等の公的な広報媒体を通じた情報発信(随時)において、固定的な性別役割分担意識が伝達されるような表現がなされていないか確認する。
評価	成果 (今年度の取り組み)	広報はんなん及び本市ウェブサイト等の公的な広報媒体の表現について複数人で確認し、固定的な性別役割分担意識に関する指摘がなかった。
	課題	広報はんなん及び本市ウェブサイト等の公的な広報媒体の表現については、各施策担当課及び当課課員の固定的な性別役割分担意識によらないよう、引き続き男女の多様なイメージを表現するように意識醸成を要する。
今後の取組		●引き続き、広報はんなん及び本市ウェブサイト等の公的な広報媒体の表現が固定的な性別役割分担意識に偏らないような表現であるかを確認する。また、文章表現だけでなく、誌面上に使用するイラスト等も、性別役割分担が伝達されるような表現になっていないかを意識する。 男女共同参画に関する研修等を通じ、全ての人が、自らの意思に基づき、仕事、家庭生活、地域社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮しながら生きていける多様性に富んだ社会が実現できるよう、職員の意識醸成に努める。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		各幼稚園
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		20 保育所・幼稚園・学校での男女平等保育・教育の推進
今年度の重点課題	具体的施策	60 男女平等保育・教育の充実
	施策の内容	●男女平等教育の視点から、保育環境の見直しや教材研究を進め、性別による固定観念にとらわれず、子ども一人ひとりの思いを尊重した保育の充実にめざす。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・性別による固定概念にとらわれず、自分の好きな遊びや好きな色などを選ぶように配慮し、互いに認め合えるような仲間づくりを援助していく。 ・保育の中で、男女平等教育に関して気になる場面に出合った時には、その都度、一人ひとりの違いや良さを認め、クラス全体で話し合うことで男女平等教育を推進する。 ・LGBTQ+についての正しい認識を深めながら、ジェンダーに関する絵本や視聴覚教材などの教材研究を進め、実践に繋げると共に保護者への啓発を行う。
評価	成果 (今年度の取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが互いを認め合い尊重し合える保育を実践することができた。 ・教職員がジェンダーについての理解を深め、意識をもちながら保育することができた。 ・ジェンダーに関する視聴覚教材を用いて繰り返し保育することで、子どもたちが考えたり、理解したりすることができた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・性別による保護者や子どもの固定概念が強い場合があるので、保育の中で機会を捉え正しい情報を伝えていくことを継続していきたい。 ・保育するうえで、教材研究を積み重ね、子どもたちの育ちに添った援助ができるようにしていきたい。
今後の取組		●職員が性の多様性を意識して保育することができるようにする。教材研究をし、保育に活かしたり、保護者啓発につなげていく。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		各保育所
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		20 保育所・幼稚園・学校での男女平等保育・教育の推進
今年度の重点課題	具体的施策	61 保育士・教職員の男女共同参画意識の向上
	施策の内容	●性別による固定観念にとらわれず、子ども一人ひとりの思いを尊重した保育の内容を充実させる。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士が人権意識を持って子どもたちと接することができるように研修を受け、話し合いを重ね、保育の向上を図る。 ・乳幼児期の性差や個人差に留意し、多様な性を受け入れる保育に努める。
評価	成果 (今年度の取り組み)	・性別による固定観念にとられないような言葉かけや接し方を保育士が普段から意識していくことで、子どもたちも安心して自分の思いを表出できている。
	課題	・研修や職員間の話し合いで、性差の捉え方を平等に関する認識を高めていきたい。
今後の取組		●子どもが安心して生活が送れるように、ひとりひとりを大切に、人的・物的環境をジェンダーの視点で毎直し保育の充実を図る。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		学校教育課
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		20 保育所、幼稚園、学校での男女平等教育の推進
今年度の重点課題	具体的施策	62 多様な性を認める意識の醸成
	施策の内容	●子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、性的の多様性に関する教職員の理解増進を今年度の学校園教育基本方針の重点取組に据え取組を進める。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の学校園教育基本方針の重点取組に「性の多様性についての正しい理解の増進と子どもが安心して学校生活を送れる環境づくりの推進」を掲げる。 ・学校園内において、性の多様性に関する教職員研修や職員会議等を随時実施するよう、校園長会等で指導した。 ・各校園所における性の多様性の実践につながる資料や情報提供を行い、各学校園の取組の推進を促した。 ・各学校園の取組状況を把握し、好事例を研修において共有した。
評価	成果 (今年度の取り組み)	府の研修等で知り得た講師の紹介や資料の配布により、取組推進を図ることができた。さらに市教委主催研修会において実践報告会を行い、1校がジェンダーをテーマにした報告を行った。その報告をもとに市内校園所の人権教育担当者が交流し、性の多様性に関する学びを深めることができた。
	課題	子どもたちが、成長とともに自然に身についてしまっている恋愛観や性別での役割意識について、まずは、教職員が気づき、立ち止まって子どもたちとともに考えられるよう、性の多様性についてさらに理解を深め、人権感覚を鋭敏にすることが必要である。
今後の取組		●次年度においても、子どもたちが安心して学校生活を送るために研修を実施し、また、適宜情報提供を行い、性の多様性に関する教職員の理解取組を推進していく。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		図書館
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援
目標 (施策の展開)		24 家庭・地域への男性の参加・参画の促進
今年度の重点課題	具体的施策	男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動
	施策の内容	●男性が認知症介護について学習する機会を提供する。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症にやさしい図書館」として引き続き選書に留意し認知症コーナーの充実に努める。 ・阪南市地域包括支援センターと協力し認知症Cafe「マスタースCafe」の活動をサポートする。 ・認知症サポーター養成講座を行う。
評価	成果 (今年度の取り組み)	<p>マスタースCaféは木曜に加え、マスターの家族によるカフェ(隔週火曜)も始まり、緊急事態宣言期間を除いて滞りなくオープンし、盛況である。平均にして44杯販売。</p> <p>この活動に対し厚生労働省より「第10回健康寿命をのばそう!アワード(介護予防・高齢者生活支援分野)」の表彰を受けた。</p> <p>9月には認知症月間にあわせ、特集「認知症になっても安心して暮らせる阪南市を目指して(市制30周年)」を阪南市地域包括支援センターと協力して行ない、立ち止まって展示に見入る方をたびたび見受けた。</p> <p>同月、認知症サポーター養成講座を2回開催、コロナ感染予防対策下、16名の参加があった。</p>
	課題	マスタースCaféへ訪れる方及びサポートするボランティアの新規開拓と、図書館でのPR方法。
今後の取組		●「男性も認知症介護の担い手」との意識を感じていただくべく、もっとたくさんの方に足を運んで」もらう工夫を、阪南市地域包括支援センターと協力して進める。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和3年度)

担当課		中央公民館
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援
目標 (施策の展開)		24 家庭・地域への男性の参加・参画の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	71 男性の生活能力を高めるための学習機会の提供
	施策の内容	●子育て、地域活動、料理、介護等において、男性が積極的に楽しみ、参加・参画できるように知識や技術を学習する機会を提供する。
事業内容		<p>○尾崎公民館講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買う前に楽しく分かる！スマートフォン体験講座 7月28日 参加者21名(男3名 女18名) ・スマホ・タブレット活用術講座 9月9日参加者20人(男7名 女13名) ・わくわくドキドキ脳トレ教室 6月24日、7月1日・5日 参加者4名(男4名 女0名) ・「お金を育てる」～これから始める資産形成～ 参加者10名(男0名 女10名) ・「お金を育てる」～今から始めるセカンドライフ設計講座～ 参加者4名(男0名 女4名) ・元気が一番 気力・体力+仲間力 9月30日～11月18日の8回 参加者108名(男16名 女92名) ・生活習慣病とその予防 10月12日 参加者10名(男0名 女10名) ・男前講座 素敵な男性へ魅力をアップしましょう(全5回) 1月30日、2月6日・20日、3月6日・13日 <p>○東鳥取公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男の料理特別教室 簡単お魚料理 9月22日・29日 参加者4名(男4名 女0名) ・男の料理体験教室 11月20日・27日 参加者46名(男46名 女0名)
評価	成果 (今年度の取り組み)	・生活力を高め、生きる力を育む講座開催に多く取り組むことができた。
	課題	・講座に参加後も学習したことを活かし、地域活動や生きがい、地域まちづくりにつながるように継続した工夫を考察し、取り組む必要がある。
今後の取組		●すべての世代が生活力を高め、生きる力を育む学習機会を展開し、地域活動や地域のまちづくりにつながるよう取り組む。



輝ける男女共同参画社会の実現へジャンプ



阪南市